

20 陳情 第 24 号	旧東戸山中学校跡地小規模老人ホームの事業計画修正に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 20 年 9 月 4 日受理、平成 20 年 9 月 17 日付託
陳情者	新宿区新宿 _____ _____

(要 旨)

当マンションとして、今回の介護福祉施設を旧東戸山中学校跡地に建設する計画そのものに反対する意思はありませんが、善良なる納税者である当マンション居住者に少なからず影響を与える部分が解消されるよう、計画を修正いただきたくお願い申し上げます。

(理 由)

さて、現在新宿区にて計画をしている首記計画につきまして、去る 7 月 13 日に区福祉部介護保険課より事業計画に関する説明を受けました。

本計画のイメージについては昨年秋に簡単に説明を受けておりましたが、具体的な建築物の建設予定に関する説明は今回(7月13日)がはじめての説明となります。建築計画では、当マンションの低層階(1~4階)住居の生活レベル・資産価値に大きな影響を与えるものであることが判明いたしました。

<現行計画が当マンションに与える影響>

当然ながら、影響を受ける住居のマンションとしての資産価値は少なからず影響を受けることとなります。

現行予定の建物は、現在の中学校校舎よりさらに南側に拡張されるため、当マンション 4 階レベルまでの西側眺望が著しく侵害されます。(当マンションの西側眺望は、マンション販売時のセールスポイントとなっています。)

さらに、24 時間体制の老人施設のバルコニーが、当マンション側に全面的に向かい合うことになり、現行ほとんど気にする必要のない状態から、常に老人施設側の視線を気にする必要が生じることになり、「暮らしやすさ」は著しく低下いたします。

<本計画の対応上の問題>

上記の問題があるにも関わらず、当方より問合せ等がなければそもそも 7 月 13 日説明会も行う気がなかったこと。(6月27日に周辺地域説明会が行われましたが、最も影響を受けるとされる当マンションへの説明は、区側から能動的に説明・意見聴取がなされるべきであると思います。)

7 月 13 日における介護保険課長のスタンスは、「今日は、なんとでも本計画についてご理解をいただくために説明に来ました」と主張するばかりであり、近隣居住者の意見を聞き、少しでも当マンションに与える影響を軽減しようとする気は全く感じられない対応でありました。

本計画は、旧東戸山中学校の跡地という広い敷地を活用する計画であり、老人施設・児童福祉施設・広場という各個別の計画を広い目で見ても修正を行えば、十分に近隣住居への悪影響を与えず、地域と共生する素晴らしい事業計画になるものと信じております。

何卒、善良なる納税者である区民の「生活レベル」「暮らしやすさ」を、突如として悪化させる計画を強行されませんよう、重ねてお願い申し上げます。